

間とする。
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法
中絶規定

第四一条から第四十三条まで（刑法の同絶規定参照）
第五〇九条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法
施行期日）

この法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定
- 二 附則（令和四・六・七法六八/抄）



目次
第一編 総則（第一条の二）
第二編 普通地方公共団体抄
第一章 住民（二〇条・二三条の二）
第二章 条例及び規則（四条・一六条）
第三章 選挙（二七条・七三条）
第四章 直接請求
第五章 財務（五条・九条の五）
第六章 議会（二〇条・二三条の二）
第七章 組織（八条・一九条）

第二節 招集及び会期（二〇一条・二〇条の二）
第三節 議長及び副議長（二〇条・二〇条の二）
第四節 委員会（二〇九条・二一条）
第五節 会議（二二条・二二条）
第六節 請願（二二四条・二二五条）
第七節 議員の辞職及び資格の決定（二二六条・二二八条）
第八節 紀律（二二九条・二二三三条）
第九節 惩罰（二三四条・二二七条）
第十節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（二二八条）
第十一節 公の施設（二二四条・二二四条の四）
第十二節 稽査（二二八条の二）
第七章 行政機関
第一節 普通地方公共団体の長（二二二条の二）
第二節 地方公共団体の員（二二二条の二）
第三節 委員会及び委員（二二二条の二）
第四節 通則（二二二条の二）
第五節 委員会（二二二条の二）
第六節 予算（二二二条の二）
第七節 教育委員会（二二二条の二）
第八節 公安委員会（二二二条の二）
第九節 選舉管理委員会（二二二条の二）
第十節 監査委員会（二二二条の二）
第十一節 人事委員会（二二二条の二）
第十二節 人材委員会（二二二条の二）
第十三節 会員その他委員会（二二二条の二）
第十四節 地域機関（二二二条の二）
第十五節 附屬機関（二二二条の二）
第八章 給与その他の給付（二二二条・二二二条の九）
第九章 財務（抄）
第一節 会計年度及び会計の区分（二二二条・二二二条）
第二節 収入（二二二条・二二二条の四）
第三節 支出（二二二条・二二二条の六）
第四節 決算（二二二条・二二二条の二）
第五節 契約（二二二条・二二二条の三）
第六節 現金及び有価証券（二二二条・二二二条の五）
第七節 時効（二二二条）

ネケ六は.. だから... 目次が充実! 条文を探しやすい

★ 目次があると、
探したい条文が
すぐに見つかるので
とっても便利。



全体像がわかるると
記憶にも残るし....

★ 目次から、その法律の全体像
が、わかるんです！